

平成十八年六月二日受領
答弁第二七六号

内閣衆質一六四第二七六号

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する
質問に対する答弁書

一について

御指摘の船舶は、日本国籍を有すると承知している。

二について

お尋ねの「国内航路、国際航路」の意味が必ずしも明らかではないが、北方四島は我が国固有の領土であり、四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶は、我が国の二地点間を航行しているものと認識している。

三について

四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶内で使用される酒類については、消費税及び酒税が免除されている。

四について

三について述べた消費税及び酒税の免除措置については、北方四島が我が国固有の領土であり、本邦

の地域に属することを前提としたものであり、北方四島が我が国固有の領土であるとの政府の立場に何ら影響を与えるものではないと考えている。